

法律相談

弁護士 楠田堯爾

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

通院交通費と葬祭費について

Q

通院交通費はどのくらい認められますか、また葬祭費について教えてください。

A

今回のご質問は「通院交通費」「葬祭費」についてです。内容、意味を詳しくご説明してみたいと思います。2 被害者の入院・転院・退院のための交通費は、当然事故に起因する損害として認められます。ただし、タクシー代はその必要性から判断されます。すなわち、転院の必要がないのに転院するとか、退院時には完治しているのにタクシーが必要かどうかという問題です。ただ、退院時にはいろいろと荷物があり、公共交通機関では無理ということも斟酌されると思います。3 治療中の通院については、受傷の程度、交通の便などからタクシーによる通院やむなしということもあり得ます。そうでない場合は、公共交通機関による場合の実費が通院交通費として認められるにとどまります。従って、受傷の程度からして、初期の頃はタクシーによる通院が認められ、一定の時期（症状が軽快した時期）からは公共交通機関によるべしということもあります。いずれの場合でも、タクシーによる通院が相当ないしは必要であることの医師の証明があることが望ましいと思います。4 自家用車による通院の場合は、ガソリン代、高速道路料金、駐車料金など、予想される実費が認められます。5 家族（事故による受傷のない）の交通費は、一般には家族（親族）付添費あるいは雑費に含まれるのが通例ですが、特に遠隔地で家族の見舞ないし看護が必要か相当と認められれば、一定の限度で（無制限ではなく）事故に起因する損害として認められることもあります。6 裁判例を見ますと、(1) 松葉杖を必要とする状態で公共交通機関を利用するには困難が伴うとして、通院および通学にタクシーを利用したことを是とした例（ただし、全タクシー代の2分の1を事故と因果関係ありとした）、(2) 外国留学中の娘が重傷の母親に付添うための帰国・再渡航の費用を認めた例、(3) 入院地（富山）が住所地（大阪）から遠隔であったので、

事故発生時の家族4名の往復の諸経費、危篤状態を脱するまでの10日間の家族4名の滞在諸経費、その後の入院期間（121日）につき家族の1人が月1回大阪・富山間を往復する諸経費を認めた例、(4) 71歳女性の被害者が予断を許さない状態であったため、子の1人の航空券のキャンセル料および海外在留の子の往復の航空料金（母に会うため）を認めた例、(5) 脳挫傷・脳内血腫の傷害を負い、527日の入院の後1級の後遺障害を有するに至った被害者の母親が11カ月間にわたり借りたアパートの家賃とアパート・病院間の交通費を認めた例など、事故との相当因果関係を認めた例が結構あります。家族・親族を被害者に持つ者としては同じ行動をとるであろうと思われ、おおむね妥当な判断だと思いますがいかがでしょうか。7 葬祭費の基準は、およそ100万円～130万円とされております。葬祭費がこれだけで足りないことは容易に想像できますが、基準としてはおよそこの程度の金額とされております。その理由を推測しますと、被害者や被害者の遺族からすれば冷たい言い方かもしれません、人は事故に遭わなくてもいつかは死ぬことを免れず、その時には自らまたは遺族が葬祭費全額を負担することは避けられません。とするならば、事故によって死亡の時期が早くなつたことは真に氣の毒なことではありますが、両当事者の衡平（公平）の観点から、このような基準とされていると考えられます（ご本人およびご遺族の方には失礼な記述をお許しください）。8 葬祭費のほかに、新たに仏壇を購入したとか、墓地購入、墓碑建立費を一定の限度で認めた例もあります。具体的なケースによって金額に相違はありますが、やはり全額を認めるまでには至りません。理由は葬祭費と同じだと思います。9 ということで、損害賠償を認める場合でも、損害の費目によっては、当然に全額を認めるのではなく、衡平（公平）の観点からの配慮がなされること、交通事故を貫く理念と言ってよいと思います。